愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年９月26日

愛知県後期高齢者医療広域連合長　広　沢　一　郎

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第12号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則（平成19年広域連合規則第14号）の一部を次のように改正する。

第27条の２第２項第２号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第１項に規定する部分休業（１日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附　則

この規則は、令和７年10月１日から施行する。